

第6章

基本構想の実現に向けて

第1節 経営感覚のある行財政運営の実践

第2節 市民参画・情報公開の推進

第3節 コミュニティ活動の促進

第4節 市民活動の拡充

第5節 広域連携の推進

第 1 節 経営感覚のある行財政運営の実践

現況と課題

本格的な少子高齢社会の到来による社会構造上の大変動を目前に控え、国においては社会・経済構造の抜本的な改革を目指す構造改革に取り組んでいるところです。そうした状況の中で、地方自治体においても、地方分権や三位一体の改革の推進に向けて、従来は国や県の包括的な指揮監督の下で処理してきた行政運営を、地域特性や市民ニーズ等に沿って、自らの判断と責任において主体的に対応することが求められています。

こうした社会の要求に応え、当市においては、平成 18 年 3 月に「西条市行政改革大綱」を策定し、限られた人的資源や財源を有効かつ最大限に活用し、地方分権の時代に相応しい、簡素で効率的な新しい行財政システムの構築のための改革を進めているところです。今後、行政改革大綱に基づく改革を進める中で、社会情勢や市民ニーズの変化等を的確に政策に反映し、これを実現していくしくみづくりや組織体制づくりが必要となっています。

また、当市の財政状況については、現時点では緩やかな景気回復基調等を受けて改善傾向にありますが、三位一体の改革により財源の減少が見込まれる一方で、少子高齢化対策や市民安全対策等の緊急に取り組むべき行政課題への財政需要の増加が見込まれるため、中長期的には楽観できない状況にあります。今後は、重要課題への予算の重点的な配分やコスト意識を備えた経営感覚のある財政運営が必要となっています。

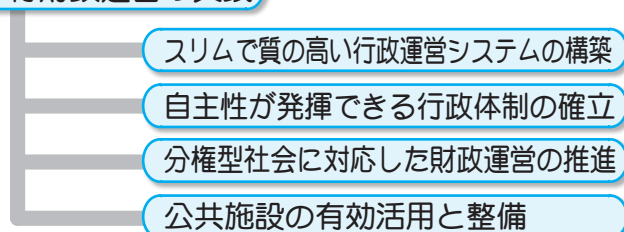
一方、合併により生じた公共施設の空きスペースについて、その有効活用方策や本庁舎建設についても検討する必要があります。

財政状況の推移（普通会計）

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度
財政力指数（単年度）	0.661	0.706
経常収支比率	86.5	83.4
公債費比率	16.4	16.1
地方債現在高（百万円）	49,782	48,998
基金現在高（百万円）	5,103	6,439

計画の体系

経営感覚のある行財政運営の実践



計画の内容

(1) スリムで質の高い行政運営システムの構築

- ① 平成18年3月策定の「西条市行政改革大綱」の4つの方針に沿った改革を積極的に進めていきます。
- ② 行政評価制度の導入により、事務事業評価システムを確立するとともに、施策・政策評価手法を検討します。
- ③ 市有施設の管理運営のあり方を検討するとともに、市民サービス向上と経費節減が期待できる指定管理者制度の導入を推進します。

(2) 自主性が発揮できる行政体制の確立

- ① 重要課題に積極的に取り組むことのできる、最も効果的な組織体制を整備するとともに、常に「定員適正化計画」を見直し、時勢に即した適正な人員配置に努めます。
- ② 人材育成基本計画に基づき、職員研修制度の充実、強化を図るとともに、人事交流の推進に努め、総合的、専門的な能力開発を行うなど、新しい力を生み出していく職場の学習風土づくりを行い、豊かな感性と柔軟性のある行政能力を持った人材を育成し、行政体制の強化を図ります。

(3) 分権型社会に対応した財政運営の推進

- ① 安定した財政基盤を確立するため、自主財源の確保に努めます。特に市税については、収入増加に向けた産業振興策の推進などに積極的に取り組むとともに、課税客体の確な把握や収納率の向上に努めます。また、普通財産の有効活用や広告料収入の発掘など、新たな財源確保に努めます。

- ② 重要課題等へ予算を集中配分し、限られた財源の効率的運用を図るとともに、常に事務事業の見直しを行い、事務コストの削減と事業のスリム化に努めます。
- ③ 行政評価制度等を活用し、費用対効果や収支バランスなどを精査した事務事業の実施に務め、職員のコスト意識の醸成に取り組みます。また、財政情報の開示を積極的に行い、財政運営の透明化を図ります。

(4) 公共施設の有効活用と整備

- ① 合併により類似施設を多数有することとなった公共施設については、市民サービスの低下を招かないよう配慮しつつ、アウトソーシングによる手法も視野に入れながら、それらの有効活用を図ります。中でも、新市建設計画掲載事業のうち、施設整備事業については、旧市町庁舎等の空きスペースの積極的な利活用に努めます。また、民意と財政状況等を考慮しつつ、本庁舎の建設について検討します。

主要事業

事業名	事業内容
行政評価制度導入事業	事務事業評価システムの確立。施策・政策評価手法の検討及び導入
指定管理者制度導入事業	公の施設全般についての管理運営手法の検討。市民サービスの向上及び経費の節減効果が期待できる施設の制度導入
人的資源の有効活用推進事業	職員が自らまちづくりについて考え行動を起こさせるスキルアップとアイデアを出し合える環境作りの推進
アウトソーシングマニュアル作成事業	積極的なアウトソーシング推進による、余剰人的資源の重点行政課題部門への戦略的な配置

第2節 市民参画・情報公開の推進

現況と課題

地方分権時代にあつて、地方自治体においては、「自己責任」と「自己決定」の原則に立ち、主体的なまちづくりを進めて、「自立と自活」を実現していくことが求められており、その実現においては、市民の持つ力、『市民力』を積極的に活かしていくため、市民の行政への参画は不可欠です。

また、市民の参画を進めるためには、市民が行政情報を知ることが重要であり、行政情報の積極的な公開や的確な情報提供を行っていくことが必要です。

当市では、広報紙・ホームページなどによる情報提供や市政に関する情報公開を行うとともに、各種委員会・審議会に市民を登用したり、広聴事業などを実施したりすることにより、市政への市民参加機会の充実に努め、市民の意見を市政へ反映するよう努めています。

合併後間もない当市においては、政策意思決定過程への市民参加を求め、市民の意見が市政に反映されるようなしくみを構築し、市民と行政の協働によるまちづくりを進めることが、特に必要となっています。

あわせて、性別にとらわれることなく、男女共同でまちづくりを進めることができるよう、女性の積極的な参画を支援する仕組みづくりも必要となっています。

計画の体系

市民参画・情報公開の推進

情報公開の推進

対話と協働の場づくり

男女共同参画の推進

計画の内容

(1) 情報公開の推進

- ① 広報紙は市の施策等を的確に伝える最も有効な手段であり、この内容が市民生活の基盤となることから、正確でわかり易い編集を行うとともに、市の施策だけでなく、国や県の動向などにも着目し、市民が行政に参画する際の判断材料となるような情報についても積極的に提供します。

- ② リアルタイムに情報を発信できるホームページについて、その最大の利点を活かして、情報の質・鮮度・量を吟味した上で、迅速な情報提供に努めます。
- ③ 市民の市政への参加を促進し、市政に対する理解と信頼を深め、公正で開かれた行政の実現に寄与するため、行政情報の公開を推進し、市政運営の透明性の確保に努めます。

(2) 対話と協働の場づくり

- ① 広聴事業を充実し、市民ニーズの把握に努め、市民との協働のまちづくりを推進していくことができる体制づくりに努めます。
- ② 市民の意見を市政へ反映する重要な手法である、パブリックコメント制度の充実を図ります。
- ③ 市民や各種団体等が主催する会合等に職員が出向き、市の政策や事業を説明する『まちづくり住民講座』を実施することにより、市民との対話や市民の行政参画の機会の確保に努めます。

(3) 男女共同参画の推進

- ① 男女平等、男女共同参画に対する正しい理解を促進するため、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場面や機会をとらえた意識啓発活動を充実します。
- ② 幅広い意見を市政に反映し、様々な人の立場を考慮した政策の立案・実施を実現するため、審議会等における女性委員の積極的な登用を図ります。
- ③ 女性の能力開発のための講座を開催し、女性の人材育成・発掘に努めます。

主要事業

事業名	事業内容
ホームページ更新事業	最新の行政情報の提供
広報紙発行事業	読みやすい広報紙の発行
意見箱制度	市民がいつでも気軽に意見を提出できるよう意見箱を公共施設に設置
市政モニター制度	市民モニターの委嘱による広聴制度
地域懇談会制度	市長と直接対話懇談する機会の実施
パブリックコメント制度	市民の意見などを市政に反映
まちづくり住民講座	市民等の要望に応じ、出前講座を実施
男女共同参画セミナー開催	参加型、実践型セミナーの実施

第3節 コミュニティ活動の促進

現況と課題

都市化の進展や価値観、生活様式の多様化により、人と人とのつながりや心のふれあう機会が減少し、人間関係や地域連帯意識が希薄になってきています。

一方で、防災や高齢者の自立支援、青少年の健全育成、交通安全など、地域社会の中で取り組み、解決していかなければならない課題は増えてきています。

地方分権が進む中、こうした地域課題に自主的に取り組み、各地域の均衡ある発展を進めていく上で、コミュニティの活動や役割はますます重要となってきています。

当市は、これまでもコミュニティ活動への積極的な支援を行うとともに、その活動拠点となる集会所などの施設の整備や、自主防災組織の育成などに努めてきました。

当市は、合併後間がなく、それぞれの地域に存在する固有の課題を解決し、一層の市民融和と一体感の醸成に努めていく上では、連合自治会をはじめとしたコミュニティの活力を活かすことが特に必要となっています。したがって、今後も、自分たちの地域を、自分たちの力で、明るく、安全で、住みよい社会とする、住民主導の地域づくり活動を積極的に支援していく必要があります。

計画の体系

コミュニティ活動の推進

コミュニティ活動の支援

コミュニティ施設の整備

計画の内容

(1) コミュニティ活動の支援

- ① 地域住民自治やコミュニティ活動の中心的担い手として、重要な役割を果たしている自治会組織の新規結成や育成を支援します。
- ② 地域住民が主体となって、自然災害や火災の拡大を予防・抑制するための自主防災組織の市内全域での結成を推進し、その育成や活動の支援に努めます。
- ③ 少年非行や犯罪を防ぐため、地域住民、学校、PTA、防犯協会との連携による巡視活動や学校地域安全ボランティア活動の充実を図ります。

(2) コミュニティ施設の整備

- ① 地域住民主体のコミュニティ活動の拠点となる集会所等の整備を推進します。
- ② コミュニティ施設の設備機能の充実を図るとともに、高齢者、障害者、子どもなど、誰もが利用しやすい施設となるような整備を進めます。

主要事業

事業名	事業内容
自治組織育成事業	自治会運営への支援、新規結成補助
自主防災組織育成事業	自主防災組織の育成と防災資機材の貸与
防災士育成事業	防災士養成講座の実施
コミュニティ施設整備事業	集会所整備、集会所設備整備、集落放送設備整備

第4節 市民活動の拡充

現況と課題

行政改革を推進し、スリムな行政運営を目指すうえでは、関心が高まりつつあるボランティア活動をはじめとした自発的な市民活動への積極的な支援や、これらの団体と行政との協働のあり方が重要な課題となっています。

ボランティア団体やNPO法人などの組織数は、近年、増加傾向にあり、団塊の世代の退職を契機に、これらの市民活動はさらに活発化することが期待されています。

ボランティア団体については、その本来の姿である、自発的に活動するという意識を持った団体への成長を支援していく必要があります。

NPO法人については、市内で活動する団体数は10団体（平成18年12月1日現在）であり、市民意識の高まりとともに新規結成を目指す団体等の動向も注視しながら、既存団体との連携を図る必要があります。

これら団体間の交流や連携を深めながら、ネットワーク化を推進するとともに、企業、ボランティア団体、NPO法人、市民一人ひとりを含めた多様な主体と行政が協働して、新しいまちづくりに取り組んでいける体制づくりが求められています。

一方、急速な国際化が進む中で、当市においては、外国人研修生（特に中国人）が増加し、文化や価値観の異なる外国人と共に暮らすことが、新たな問題を生じさせることになっています。これまで「海外との交流」に比重を置いていた国際交流の取り組みは、市民レベルでの「在住外国人との共生」への取り組みにシフトさせていく必要があります。

誰もが海外に行けるようになった今、国際交流の主役、実質的な担い手は市民一人ひとりであることを念頭に置き、市民が主体的に国際交流に関わることの出来る仕組みづくりが必要です。さらに、行政と国際交流団体が果たす役割を明確にしながら、連携を密にし、ネットワーク化を推進していく必要もあります。

外国人登録者数の推移

(単位：人)

年月日	外国人登録者数	うち中国人
平成 16 年 11 月 1 日	997	673
平成 17 年 3 月 31 日	1,086	700
平成 18 年 3 月 31 日	1,017	711

人口に占める外国人登録者数の比率

(平成 17 年 12 月 31 日現在)

(単位：%)

西条市	0.84
愛媛県	0.62
全 国	1.57

計画の体系

市民活動の拡充

ボランティア団体やNPO法人の育成・支援

ボランティア団体やNPO法人との連携強化

国際交流の推進

計画の内容

(1) ボランティア団体やNPO法人の育成・支援

- ① 市民参加による協働型社会の構築と市民主体のまちづくりを推進するため、その担い手となるボランティア団体やNPO法人の育成・支援を行います。具体的には、まちづくりボランティア団体や福祉ボランティア団体に対しては、その活動費の助成など、各団体が自立した活動を展開できるよう支援を行うとともに、環境美化活動を行う団体には、その活動に必要な物資を提供する「まち美化パートナー制度」の充実に努めます。
- ② ボランティア活動に必要な行政情報を積極的に提供するとともに、ボランティアセンターと連携して、リーダーの育成や組織の充実を図るための研修機会も提供します。あわせて、NPO法人の活動を支援する中間支援団体の育成にも努めます。

(2) ボランティア団体やNPO法人との連携強化

- ① 行政及びボランティアセンターを核としたネットワーク化を推進するとともに、市民活動団体が拠点として活用できる支援センターの整備を検討します。

(3) 国際交流の推進

- ① 国際交流の新たな課題である「在住外国人との共生」へ向けて、市民の異文化理解を促進するとともに、医療、保健、衛生、税務、教育といった全ての分野において、総合的に在住外国人を支援できる体制の整備を図ります。
- ② 総合的な国際化を推進するため、自主的に活動している国際交流団体の支援に努めるとともに、そのネットワーク化を図ります。

主要事業

事業名	事業内容
まちづくりボランティア支援事業	ボランティア団体活動への支援
福祉ボランティア支援事業	福祉ボランティア団体活動への支援
まち美化パートナー制度	環境美化活動団体への支援
国際交流イベント等開催	市民と在住外国人との交流、異文化理解のためのイベント開催
市民語学講座開催	英語、中国語、韓国語、日本語教師養成講座の開設



第5節 広域連携の推進

現況と課題

交通網、情報通信網の著しい発展に伴い、市民の生活圏や経済圏は行政区域を越えたものとなっており、現在の行政区域の中だけでは、多様化した市民の行政需要に十分な対応ができなくなってきました。

また、自らの責任において地域の実情に即した行政運営が求められている「地方分権」の時代にあって、地方自治体の財政状況はさらに厳しさを増してきており、行政サービスの均質化と向上、あるいは、地域の一体的な発展のためには、県・近隣市町の連携・協調の必要性は一段と高まっています。

合併以前においては、「道前福祉衛生事務組合」等いくつかの一部事務組合等を組織し、共同処理による効率的な事務を行ってきましたが、現在は、西条市と新居浜市で構成する「新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合」など一部が存続するのみとなり、職員研修など、合併以前より実施していた事務を行っています。

また、構造改革特別区域計画認定申請において、近隣の新居浜市と今治市との協働により、「愛媛県東予地域外国人研修生受入れ特区」について申請を行い、平成15年11月に認定を受けた実績もあり、引き続き3市の連携を緊密にし、所期の目的を達成していく必要があります。

さらに、平成18年4月には、市町村税と個人県民税の滞納の縮減を目的に、県と県内市町が協働して「愛媛地方税滞納整理機構」を設立し、税の滞納整理を推進しています。

今後、定型化した事務については、広域的に執り行うことによる効果、効率などを勘案し、その必要性の有無を判断するとともに、多様化した行政需要に応えるため、新たな広域連携の形成を検討する必要があります。

平成の大合併がひとまずの収束を見た今、さらに地方分権の推進のため、道州制についての議論が始まっています。道州制が、地方にとって真の活性化につながる制度となるよう、その影響・効果などを調査研究する必要があります。

計画の体系

広域連携の推進

近隣市町との連携強化

広域行政事務の充実

道州制についての調査研究

計画の内容

(1) 近隣市町との連携強化

- ① 水資源問題や広域観光ルートの形成など、地域の共通する課題に対して、協働して解決を図るため、より一層近隣市町との連携を強化します。

(2) 広域行政事務の充実

- ① 従来からの広域的な事務事業について、効果、効率の観点から見直しを行い、必要性のないものは廃止の方向で検討し、必要性の高いものは、積極的に取り組みます。

(3) 道州制についての調査研究

- ① 道州制について、その影響・効果などを調査研究します。